

2026 年度 JEES・石橋財団奨学金(前期・派遣) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、公益財団法人石橋財団(理事長 石橋 寛氏)のご支援により、「石橋財団奨学金(前期・派遣)」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目 的

本奨学金は、美術史を専攻する優秀な学生に対して奨学金を支給することにより、その分野でグローバルに活躍できる人材の育成に寄与すると共に、海外に留学する日本人学生と、海外から日本の大学に留学する外国人学生の双方を支援することにより、美術史の分野における日本と海外の大学間の相互交流を促進することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である公益財団法人石橋財団(以下「寄付者」という。)は、美術・教育等の助成・振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的に、1956 年(昭和 31 年)に設立されて以来、美術館の維持・運営、教育・文化事業・芸術活動・国際教育等に取り組む学校や団体等の活動の支援を行ってきた。21 世紀に入ってから、進取性・人間性・国際性をテーマに新たな活動を展開し、その一環として、2011 年に奨学金事業を開始し、美術史の分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを趣旨として資金を提供された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 原則として 2026 年度内に海外の大学の修士(博士前期)課程又は博士(博士後期)課程に正規生として入学する予定の者。
- (2) 日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者。
- (3) 美術史を専攻する者。
- (4) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受けない者。[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く]
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (6) 経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 授業等に適応することができる外国語能力を有する者。
- (9) 本協会が指定する日本国内の大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

5 名程度

5 支給内容

月額奨学金 200,000 円

6 支給期間

2026 年 4 月から最長 2 年間

ただし、2026 年 5 月以降に留学を開始する場合は、留学開始月(留学先大学での在籍が始まる月)から最長 2 年間とする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理

事長」という。)に提出するものとする。

- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。
- (3) 大学の長は、本奨学金の推薦と同時に、海外から日本へ留学する学生(受入学生)を推薦する場合、8(3)に挙げる交流計画申請書を理事長に提出するものとする。なお、受入学生の募集・推薦要項については、別途示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	交流計画申請書(様式 3)		Excel	同時に受入学生を推薦する場合のみ提出。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

2026年4月3日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、2026年5月下旬を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

また、選考にあたっては、派遣と受入を一組とした推薦を優先することとする。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学位論文又は研究内容の概要及び学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び懇親会(成果報告会)への参加をすること。
- (5) 奨学生は留学開始前に大学を通じて原則「学研災付帯海外留学保険」に加入すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が留学先の大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 留学先の大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。

- ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
- ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、他の給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の給付型奨学金は除く。)
- (4) 過去本奨学金を受給した者の応募を妨げない。ただし、再度採用された場合の奨学金支給期間は、過去の支給期間とあわせて最長2年間とする。

15 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の管理
本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。
- (2) 個人情報の利用目的
本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。
 - ① 本奨学金の奨学生選考のため。
 - ② 奨学金支給事務のため。
 - ③ 本奨学金懇親会の開催のため。
 - ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
 - ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
 - ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- (3) 個人情報の共同利用
本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。
 - ①奨学生募集時に取得する事項
 - ・ 願書に記載された事項
 - ・ 推薦書に記載された事項
 - ②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・ 学習状況報告書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
 - ・ 留学中の様子がわかる写真
 - ③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。

お問合せフォームリンク:<https://forms.office.com/r/11egwQ3CKk>

以 上